

## 水戸市情報公開・個人情報保護審査会告示第2号

水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年水戸市条例第45号）第14条の規定に基づき、平成30年1月25日付け情個審答申第5号に係る答申の内容を公表する。

平成30年2月23日

水戸市情報公開・個人情報保護審査会

会長　古屋　等

答申の内容の公表

### 1 審査会の結論

平成8年11月5日第2回東前第二土地区画整理事業評価委員会議事録の開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、その対象を平成8年11月5日第2回東前第二土地区画整理事業評価委員会議事録と特定し、当該議事録の不存在を理由に不開示決定をしたことは、妥当である。

### 2 経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年8月9日付けで水戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、処分庁である水戸市長（以下「処分庁」という。）に対し、本件開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、平成29年8月23日付けで、本件開示請求に対し、開示請求のあった文書については、作成し、又は取得していないと理由を付して、不開示決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年10月2日付けで審査請求書を提出した。
- (4) 審査庁である水戸市長（以下「審査庁」という。）は、審査請求人に対し平成29年10月23日付けで審査請求の趣旨及び理由が不明確であるとして補正を求め、審査請求人は、同月31日付けで補正書を提出した。
- (5) 処分庁は、平成29年11月15日付けで弁明書を作成し、同日付けで審査請求人に送付した。
- (6) 審査庁は、平成29年11月16日に本審査会に諮詢した。
- (7) 審査請求人は、平成29年11月24日付けで反論書を提出した。

### 3 審査請求人の主張

- (1) 趣旨　平成29年8月23日付け東開第144号不開示決定処分を取り消し、平成8年11月5日第2回東前第二土地区画整理事業評価委員会議録等関係資料を開示するとの裁決を求める。
- (2) 理由　審査請求人の主張は、審査請求書、補正書、反論書及び意見陳述において述べられた内容によると、おおむね次のとおりである。  
ア　土地区画整理事業に係る「優先保留地」については、これまで仮換地個別ヒヤリング及び地元説明会において全く説明を受けておらず、なぜ特定の地権者が優先されるのか疑問であったことから、処分庁に対し平成28年12月に文書による照会（以下「平成28年12月照会」という。）を行い、平成28年12月27日付け東開第240号東前第二土地区画整理事業について（回答）（以下「平成28年12月回答」という。）で、優先保留地の根拠については平成8年11月5日の第2回東前第二土地区画整理事業評価委員会において付保留地とともに処分価格を決定したとの回答を得たため、第2回東前第二土地区画整理事業評価委員会の議事録について開示請求を行ったところ、文書が不存在であるとして本件処分がなされたが、委員会の決定事項であれば、当然「議事録」が存在するはず

である。

イ 平成28年12月照会の前から優先保留地に関して何度も質問をしていたことから、処分庁は本件開示請求において審査請求人が求める文書が優先保留地に関する定義と対象者がなぜ特定の地権者なのかが分かる文書であることを十分理解していたはずであり、本件開示請求に対して第2回東前第二土地区画整理事業評価員会の議事録（以下「第2回評価員会議事録」という。）及びその資料について開示すべきものであるところ、議事録との記載をもって本件開示請求の対象が第2回評価員会議事録のみであると判断し、本件処分をしたことはあまりにも形式的である。

ウ 処分庁は、弁明書において平成28年12月回答により優先保留地の処分価格の決定について回答したとあるが、私の質問の趣旨は、優先保留地とは何か、またどの様に決定され、誰が優先されるのかということであり、処分価格の決定についてではない。

エ 処分庁は、弁明書において優先保留地の定義と対象者がなぜ特定の地権者なのかが分かる文書について、本件審査請求後に優先保留地と対象者に関する行政文書の一覧を提示したとあるが、当該一覧は、優先保留地の定義と対象者についてどこに記載されているのかを明確に特定せずに、これまでの審議会等の議事録等を羅列したものであり、その一覧を全て確認したが、明確に記載された部分は見当たらない。

オ 処分庁は、弁明書において審査請求は事業の内容についての主張であって文書の開示に係るものではないと主張するが、事業内容と文書の作成は一体不可分のものと考えている。

カ 処分庁と2年も3年もかけて話をしているのだから、別に文書があるのであれば、保有する文書に係る助言があつてもよかつたのではないか。

キ 優先保留地と付保留地が換地処分前に特定の地権者に売却されているが、換地処分は本来最後に行われるものであり、区画整理事業でこのようなことが認められているか疑問である。また、売却された部分は、優先保留地というのが単なる隙間地でなく審査請求人も使っていた道路敷地だったが、それを一方の地権者に売却したことはおかしいのではないか。

ク 審査請求の趣旨は、事業の内容等についての主張ではなく、根拠規定の検証が可能な行政文書の開示である。

#### 4 処分庁の主張

(1) 処分庁は、開示請求書に「H 8.11.5 第2回東前第二土地区画整理事業評価員会議事録」と具体的に記載されていたことから、本件開示請求が第2回評価員会議事録を対象とするものであると判断し、本件処分を行ったものである。審査請求人は、本件開示請求の趣旨は「優先保留地」の定義と「対象者」がなぜ特定の地権者なのかが分かる文書の開示であると主張するが、開示請求書の記載からは「優先保留地」の定義と「対象者」がなぜ特定の地権者なのかが分かる文書の開示を求める趣旨が明らかでないため、本件開示請求が第2回評価員会議事録を対象とするものとしたとした処分庁の判断は、妥当である。

(2) 審査請求人は、優先保留地に係る処分価格について、平成8年11月5日第2回東前第二土地区画整理事業評価員会で決定した事項であれば、当然議事録が存在するはずであると主張する。しかし、東前第二土地区画整理事業に係る評価は、市長がそれぞれの地区画整理事業評価員（以下「評価員」という。）に対し、諮問し、及び答申を受けるものであって、東前第二土地区画整理事業評価員会（以下「評価員会」という。）は、評価員を集めて一度にそれぞれの答申を受ける会合に対し

会という名称を用いているものであり、審議を行う機関ではないため、議事録等を作成していないものである。したがって、審査請求人の主張に係る第2回東前第二土地区画整理事業評価員会についても、議事録を作成していない。また、会議録、審議記録等議事録に類する文書も作成していない。

- (3) 平成28年12月15日付けで審査請求人から優先保留地に係る質問を受け、平成28年12月27日付け東開第240号により平成8年11月5日に第2回東前第二土地区画整理事業評価員会において優先保留地の処分価格を決定した旨の回答をしたが、その趣旨は、優先保留地に係る処分価格を決定するに当たり、処分庁が作成した案について各評価員に諮問し、第2回東前第二土地区画整理事業評価員会において全ての評価員から原案のとおりで差し支えないとの答申を受けたため、処分庁が原案の価格を優先保留地の処分価格として決定したことを説明するものであった。
- (4) 審査請求人が「優先保留地」の定義と「対象者」がなぜ特定の地権者なのかがわかる文書の開示を求めていることについて、本件審査請求後に、処分庁は、審査請求人に対し当該事項に関連する行政文書の一覧を提示し、平成29年10月20日付けで審査請求人から当該一覧に記載された行政文書及びその他の行政文書について開示請求を受けた上で、平成29年11月2日に全部開示決定処分及び部分開示決定処分を行っている。
- (5) 審査請求人のその他の主張については、事業の内容等についての主張であって本件処分に関するものではない。
- (6) 以上のとおり、本件処分に違法不当な点はないので、本件審査請求には理由がないから棄却すべきである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件開示請求における文書の特定の妥当性について

審査請求人は処分庁が審査請求人の求める文書を十分に理解しているのであるから開示請求書の記載にとらわれずにその範囲を特定すべきであったと主張し、処分庁は開示請求書の記載だけでは審査請求人が主張する範囲の文書を請求する趣旨が明らかでないため処分庁の判断は妥当であるとしていることから、本件処分に係る文書の特定の妥当性について、検討する。

本件開示請求における開示請求書の記載は、「H8.11.5第2回東前第二土地区画整理事業評価委員会議事録」であり「優先保留地」の定義と「対象者」がなぜ特定の地権者なのかがわかる文書との記載はない。

審査請求人が主張するように審査請求人と処分庁との間に東前第二土地区画整理事業の優先保留地等に関する質疑応答があったことは認められるものの、本件開示請求において審査請求人が求める文書を開示請求書に具体的に記載された文書以外の文書であると処分庁が判断すべき理由とは認められない。

したがって、処分庁が本件開示請求において審査請求人が求める文書を第2回評価員会議事録と判断し、文書を特定したことは、妥当である。

### (2) 第2回評価員会議事録の不存在の妥当性について

審査請求人は平成28年12月回答に基づき評価員会の決定事項であれば当然議事録は存在するはずであると主張し、処分庁は評価員会とは審議を行う機関でないため議事録を作成していないと主張していることから、第2回評価員会議事録の存否について検討する。

本審査会は、処分庁に対し、東前第二土地区画整理事業の流れ、評価員の役割その他の評価員会に関する説明等を受け、及び資料の提出を求め、当該説明及び資料の内容を審査した結果、評価員会は複数の評価員からそれぞれ答申を受けるため「会」という名称を用いているものであり、複数の評価員が審議を行う機関ではないため、議事録等を作成していないとする処分庁の説明は不合理とは言えず、他に評価員会に関する議事録の作成をうかがわせる事情も認められないことから、第2回評価員会議事録は作成されていないものと判断せざるを得ず、処分庁が第2回評価員会議事録が不存在であると判断したことは、妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

(4) 結論

以上のとおり、本審査会は、処分庁が本件開示請求の対象を第2回評価員会議事録と特定した上で、第2回評価員会議事録の不存在を理由として本件処分をしたことは、妥当であると判断する。